

## 錦江町ふるさと納税中間支援等業務プロポーザル実施要領

### 1 業務名

錦江町ふるさと納税中間支援等業務

### 2 業務目的

本業務は、ふるさと納税制度を通じて錦江町のまちづくりに賛同する人々からの寄附を適切かつ効果的に受け入れ、寄附者の意向を具体的な施策に反映するとともに、町民及び地域の未来に資する事業へと確実につなげていくことを目的とする。

そのため、本町の地域資源や政策課題、将来像を踏まえた情報発信、返礼品の企画・管理、寄附受付から事務処理までの一連の業務を一体的に実施し、寄附者との継続的な関係構築を図るとともに、ふるさと納税を単なる財源確保にとどめず、多様な人々の参画による魅力ある地域づくりを推進する仕組みとして運用することを目指すものである。

### 3 業務内容

別紙「錦江町ふるさと納税中間支援等業務仕様書」のとおり

### 4 期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

※履行の始期に運用が開始できるよう必要な準備を行うこととし、この間の費用は発生しないものとする。

### 5 提案上限額

業務手数料の提案上限額は寄附額の5%（税込）とする。

（※1）業務内容の詳細は、別紙「錦江町ふるさと納税中間支援等業務仕様書」の「4 業務内容」及び「5 業務の詳細」を参照すること。

（※2）寄附者への書類の送付に関しては、郵便料等の実費を含めること。

（※3）返礼品代、返礼品発送に係る配送料、ポータルサイト利用料、寄附金収納手数料は、業務手数料には含まない。

### 6 業務契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

### 7 参加条件及び参加資格

（1） 本業務への参加条件は、次に掲げるものをすべて満たしているものとする。

① ポータルサイトを通じた寄附の受付、入金管理、返礼品提供事業者（以下、協賛事業者という。）との連携、返礼品の集荷配達、寄附者からの問い合わせ等のふるさと納税に係る業務を履行できる事業者であること。なお、現在のポータルサイト（ふるさとチョイス、

楽天、さとふる、auPAY、ANA、JAL、ふるなび、ふるさと納税百景、JRE MALL、まいふる、ゆなさと、マイナビ、Amazon）を利用しているが、受託者として最適なポータルサイトの提案をすること。

- ② 公募開始日時点において、ふるさと納税業務を受託している地方公共団体が1以上であること。
- ③ 令和7年度以前において、寄附額が一年1億円以上の実績を有する地方公共団体の業務を受託していること。
- ④ ワンストップ特例申請受付業務を受入れできる体制であること。
- ⑤ 錦江町まち・ひと・「MIRAI」創生協議会（以下「協議会」という。）に勤務する職員（希望者）を引き続き同様の形態で雇用できること。
- ⑥ 町内に事業所を有する法人であること。

## （2）参加資格

本件プロポーザルに参加する者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- ① 法人格を有している者であること。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがあった者（更生計画の認可が決定され、又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）でないこと。
- ④ 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがあった者でないこと。
- ⑤ 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律及び錦江町暴力団排除条例に定められている暴力団または暴力団関係者でないこと。
- ⑦ 個人情報取扱特記事項を確実に順守できる法人であること。

## 8 選定スケジュール

日程	実施項目	手段・場所
令和8年1月14日（水）	実施要領等の公表	ホームページ
1月14日（水） ～1月21日（水）	実施要領に関する質問の受付	電子メール
1月14日（水） ～1月28日（水）	参加表明書（様式2）の提出期間	持参、郵送、電子メールの いずれか
2月12日（木）	企画提案書の提出期限	電子メール
2月16日（月）	プレゼンテーション審査時間の通知	電子メール

2月25日（水）	プレゼンテーション審査	錦江町役場 本庁2階会議室
3月2日（月）	プレゼンテーション審査結果通知	電子メール及び郵送
3月中	協議会から契約候補者への移行期間	
4月1日（水）	契約締結・事業開始	

## 9 質問の受付・回答について

本実施要領にかかる質問については、令和8年1月14日（水）から1月21日（水）に、質問書（様式1）に内容を簡潔にまとめて記載し、電子メールで提出すること。なお、回答については隨時電子メールで送付する。

【送付先】電子メールアドレス：[mirai\\_k@town.kinko.lg.jp](mailto:mirai_k@town.kinko.lg.jp)

## 10 参加表明について

参加を希望する者は、令和8年1月14日（水）から28日（水）までの間に、参加表明書（様式2）に必要事項を記載し、持参、郵送、電子メールのいずれかの方法で送付すること。

プレゼンテーション実施場所について、オンラインを希望する場合は、参加表明書の備考欄に「オンライン希望」と記載すること。記載なしの場合は、錦江町役場での実施とする。

※持参の場合、土日祝日を除く午前9時から午後5時までの間

※郵送の場合、期限は1月28日（水）午後5時必着

※電子メールの場合、期限は1月28日（水）午後5時までに送付

【送付先】 〒893-2301

鹿児島県肝属郡錦江町神川3306番地4

錦江町役場未来づくり課

[mirai\\_k@town.kinko.lg.jp](mailto:mirai_k@town.kinko.lg.jp)

また、参加表明書の提出後に、参加を辞退する場合は、2月10日（火）必着で電子メール及び上記送付先に辞退届（様式3）を提出すること。

## 11 企画提案書の提出について

参加表明をした者は、下記の書類について、令和8年2月12日（木）午後5時までに電子メールでの送付に加え、下記の書類について各6部を同日午後5時必着で郵送又は持参により提出すること。

- (1) 企画提案書（様式は自由）
- (2) 会社の概要及び業務実績（様式4）のわかる資料
- (3) 見積書（様式5）

【提出先】 〒893-2301

鹿児島県肝属郡錦江町神川3306番地4

錦江町役場未来づくり課  
電話 0994-25-1001 FAX0994-25-1002  
電子メール [mirai\\_k@town.kinko.lg.jp](mailto:mirai_k@town.kinko.lg.jp)

- ※ なお、当日、錦江町役場でPC等によるプレゼンテーションを予定している場合は、プロジェクトとスクリーンのみ用意するので、PC等は各自での持参とする。
- ※ 提出された書類は返却しません。  
提出後の追加、修正は提出期限までの間に限り認めるものとする。

## 12 プrezentation審査について

- (1) 審査日は、令和8年2月25日（水）とし、実施時間については、令和8年2月16日（月）に電子メールにて通知するものとする。※提案時間は20分以内で、質疑応答は10分程度。
- (2) プrezentation方法は参加者の希望（参加表明書の記載）により、錦江町役場又はオンラインでの実施とする。
- (3) 審査は、企画提案書、プレゼンテーション及び質疑応答に基づき、総合評価（評価項目により得点化）により、評価する。
- (4) 審査にかかる評価基準は下記「審査基準」に掲げるものとする。
- (5) 応募事業者が1社の場合でも審査を行い、選定委員会が適切な事業者として判断した場合は契約候補者とする。
- (6) 審査結果は応募事業者全員に電子メール及び書面にて通知する。
- (7) 審査結果に関する一切の事項については質問、説明請求、異議申し立ては受け付けないものとする。
- (8) プrezentation審査を正当な理由なく欠席した場合は、本プロポーザルを棄権したものとみなす。

### 【審査基準】

評価項目	評価のポイント	配点
(1) 組織体制	・専門職員を配置してカスタマーセンターが充実しており、安定的に業務を遂行できる ・不測の事態が生じた場合に組織として迅速かつ適切に対応できる。	5点
(2) 業務実績	・本業務の実績が豊富で、知識・経験等を十分活かして円滑に業務を遂行できる。	5点
(3) 実施スケジュール	・運用開始日（令和8年4月1日）までのスケジュール管理がなされ、仕様に沿った業務を確実に履行できる。	5点
(4) 運用管理	・現在のポータルサイトすべての運用管理（寄附申込・寄附決済・返礼品発送手配・GCF、代理寄附受付等）を安定的かつ適正・的確に遂行でき、隨時閲覧可能な寄附管理を提供できること。 ・返礼品の魅力がより伝わるように、ポータルサイトの表示方法などに工夫がなされており、また寄附者の利便性の向上に寄与するものとなっている。	5点

(5) セキュリティ 対策・個人情報 保護	・業務における個人情報等の取扱いに十分配慮がなされており、個人情報・寄附情報について漏洩・盜難を防ぐための対策が適切にとられている。	5点
(6) 返礼品の発注・ 配送	・協賛事業者からの多様な相談に丁寧かつ柔軟に対応できる体制が整っている。 ・返礼品の内容や在庫数、配送状況を正確に管理し、配送遅延等のトラブルがあった場合には迅速かつ適切に対応できる。	5点
(7) サポート体制	・寄附者からの問い合わせや苦情などのトラブルが発生した場合に、協賛事業者をサポートして適切に対応できる。 ・寄附者への礼状・ワンストップ特例申請書の発送、ワンストップ特例通知書の電子データの作成を支援するシステムの提供ができる。 ・ふるさと納税制度の変更があった場合に柔軟に対応できる。	10点
(8) 業務コスト	・見積額が上限額（税込）以内の範囲にあり、提案内容に見合った適切な見積金額となっている。	10点
(9) 返礼品の企画・ 開発	・錦江町の第3次総合振興計画や施策方針を十分に理解したうえで、町の将来像や政策課題に資する返礼品の企画提案能力を有する。 ・単なる物品提供にとどまらず、生産背景や事業者の想い、地域のストーリーを寄附者に伝える工夫が盛り込む能力がある。 ・寄附者が「まちづくりへの参加」や「応援」を実感できるような返礼品のコンセプト設計できる。 ・地域事業者との丁寧な対話を通じ、既存資源の磨き上げや新たな付加価値創出につながる返礼品開発が提案できる。 ・地域経済への波及効果や担い手育成の観点を踏まえ、町内事業者の持続的な成長に寄与する内容を構築できる。	20点
(10) PR・プロモー ション	・全国に向けて、本町の地域資源や政策課題、将来像を踏まえた情報を広く発信できる内容になっている。 ・寄附者との継続的な関係構築やまちづくりへの参画を推進するための戦略的かつ効果的なPRやプロモーションの具体的手法が示されている。	10点
(11) アピールポイ ント	・プロポーザル参加者が独自の強みを活かし、町のふるさと納税の推進に係るコンサルティングを行い、寄附額の増加、職員の負担軽減など、業務手数料に反映しない部分も含めて町が採用したくなる魅力的な提案が示されている。	20点
合 計		100点

### 13 留意事項

#### (1) 実施要領等の承諾

参加事業者は参加表明書の提出をもって、実施要領等の記載内容を承諾したものとみなす。

#### (2) 費用の負担

応募・提案及び履行の開始前の準備に必要な費用はすべて応募事業者の負担とする。

## 14 担当窓口

〒893-2301

鹿児島県肝属郡錦江町神川 3306 番地 4

錦江町役場未来づくり課

電話 0994-25-1001 FAX0994-25-1002

電子メール [mirai\\_k@town.kinko.lg.jp](mailto:mirai_k@town.kinko.lg.jp)

なお、本件は令和 8 年度予算が成立することを条件とした契約であり、当該契約に係る令和 8 年度の予算成立が令和 8 年 4 月 2 日以降となった場合は、契約締結は予算成立日以降とする。また、暫定予算となった場合、予算措置が全額計上されているときは年度末までの契約とするが、全額計上されていないときは、契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする。

複数年の期間であるが、年度ごとに契約は締結する。